

貸しボート利用規約

小郡市が管理運営する貸しボートの利用規約を以下に定めます。貸しボートの利用にあたっては、以下の利用規約をお読みいただき、規約の内容に同意された場合のみご利用ください。なお、利用規約の内容は予告なしに変更する場合がございます、随時ご確認くださいますようお願い申し上げます。ご不明な点は利用前に、管理人へご確認ください。

1. 利用できる期間・時間帯

3月20日～11月30日の土曜・日曜・祝日のみ
午前10時～午後5時（最終受付は午後4時30分）

2. 申込み方法

申込みは現地で受付します。

3. 利用料金

利用料金は30分550円です。10分延長する毎に220円追加徴収します。
※待機者がいる場合は、延長はできません。

4. 乗船定員

- (1) 足漕ぎボート 乗船定員は2名です。子ども（小学生以下をいう。以下同様。）の乗船定員は、大人と同様とします。
- (2) スワンボート 乗船定員は3名です。なお、3名の場合は、大人2名及び子ども1名又は大人1名及び子ども2名の組み合わせとし、大人3名又は子ども3名での乗船はできません。

5. その他注意事項

- (1) 必ず救命胴衣を着用してください。
- (2) ボート内で立ち上がる、大きく揺らす、禁止された区域に進入するなど、危険行為はお止めください。
- (3) 騒いだり、他の利用者に迷惑をかける行為はお止めください。
- (4) 天候の急変などの理由により管理人が使用中止を判断した場合は、速やかに管理人の指示に従ってください。
- (5) 貸しボート上で何らかの異常が発生した場合は、速やかに利用を中止し、受付（管理

人)へ報告をしてください。

(6) 下記の方はご利用をお断りします。

①お酒を飲んでいる方

②子どものみの乗船

③ライフジャケットを着用できない方(乳児を含む)

④ボートのご利用にあたり管理人の指示に従わない方

(7) 貸しボートの利用に伴い、事故、盗難等につきましては、利用者の責任において対応をお願いします。小郡市では一切の責任を負いません。

令和6年9月21日 小郡市